



平成23年7月22日(金) 国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 中日本高速道路株式会社 東 京 支 社

### 記者発表資料

## 国道1号(箱根新道)が7月26日(火)より恒久的無料に

## 現地で管理者立会 ~

箱根町山崎と箱根峠を結ぶ箱根新道(延長約13.8km)は、昭和37年3月に道路整備特別 措置法により整備され、国道1号の一般有料道路として開通しましたが、この度料金徴収の期間 が満了します。

7月26日(火)0時より道路を管理する者が、国土交通省横浜国道事務所に変わり、恒久的に 無料となります。

7月25日(月)現地で、新旧管理者引継ぎのための立会を行います。

また、道路情報板等の設置工事を9月末まで、箱根料金所、お手洗い等の撤去及び周辺の 本線改修工事を12月末の予定で実施いたします。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

- ◆ 無料後も引き続き「自動車専用道路」です。
- ◆ 125cc以下の自動二輪車、自転車、歩行者は通行できません。
- 道路に関する要望・意見、工事、占用等の問い合わせ先 横浜国道事務所 小田原出張所 電話 0465-47-2163

#9910ーガイダンスー「3」を選択 緊急ダイヤル

#### 現地立会

日時 平成23年7月25日(月)15時00分から

場所 箱根新道 雪氷ステーション前 (参考資料-1参照)

※取材を希望される方は、7月25日(月)12時までに、問い合わせ先まで連絡をお願い 致します。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・神奈川県政記者クラブ 静岡県政記者クラブ・静岡県社会部記者会

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 電話番号 045-311-2981(代表)

副所長 瀧浪 慎一 管理第一課長 山田 利一

中日本高速道路株式会社 東京支社 小田原保全・サービスセンター

電話番号 0465-47-5147(代表) (受付時間:平日9:00~17:25)

たかし あきのり げんま かずひろ

高師 章憲 総務企画担当課長 弦間 和博

## 【引き継ぎ立会 現地立会案内図】

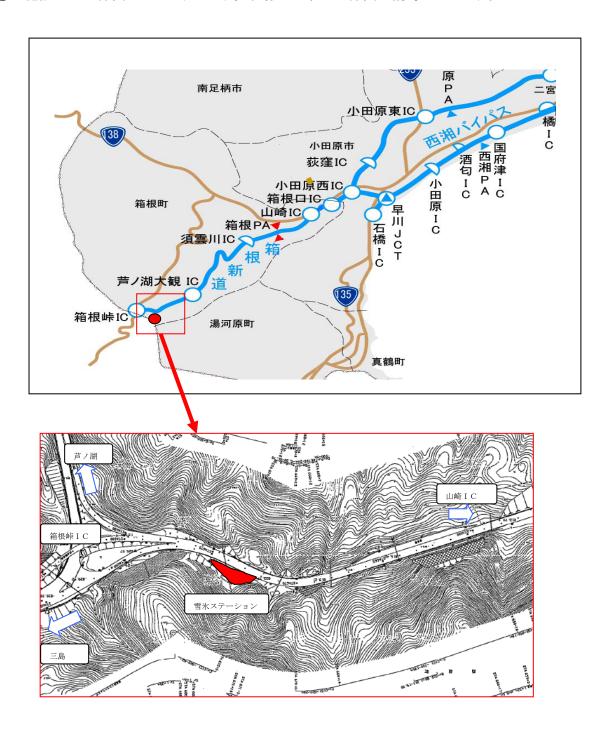
平成23年7月25日(月)15時00分から、箱根新道 雪氷ステーション前で、「新旧管理者引き継ぎ立会」を行います。

「内容」・引継ぎ書類引き渡し

- •工事概要説明
- •現地確認

#### 雪氷ステーションへの案内

- ①当施設は「箱根新道」下り線側に設置していますので、山崎ICから箱根料金所(有料)を通過してお越し願います。(料金所から峠方面へ約13km)
- ②当施設手前で「ハザードランプ」を点滅して関係車両の合図をお願いします。
- ③当施設入口に係員がおりますので、駐車場への案内は係員が誘導いたします。



## 【国土交通省施工:道路情報板等設置工事概要】

道路情報板等設置工事については、道路状況や気象状況をドライバーの皆様に周知する目的で、道路情報板:2基、CCTV設備:17基を、9月末までを目途に工事を行います。

#### 【中日本高速道路(株)施工:箱根料金所等撤去·本線改修工事概要】

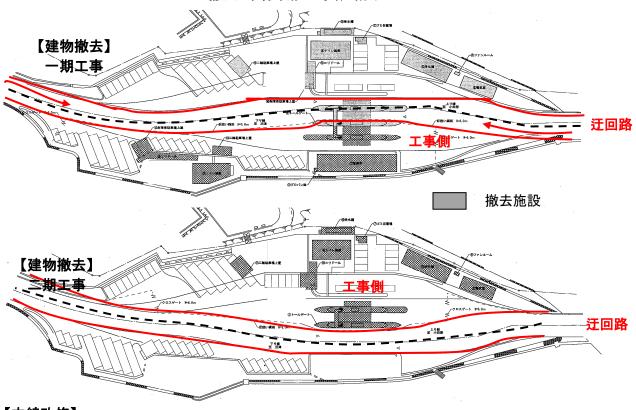
箱根料金所、お手洗い等の撤去及び周辺の本線改修工事は、引き続き、中日本高速道路 (株)で実施します。

無料化する7月26日から作業を開始し、概ね秋ごろまでに鉄筋コンクリート2階建ての「箱根料金所建物」および鉄筋コンクリート平屋の「お手洗い2棟」の撤去を行います。その後、本線改修工事(約300m)を本年末ごろまでに行う予定です。

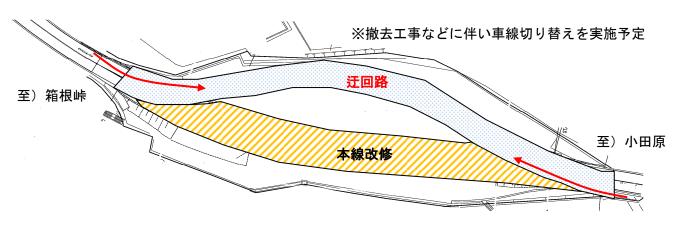
現在ご使用のお手洗いにつきましては、7月26日の0時をもって閉鎖いたします。

※工事期間中は走行車線の切り替えなどが生じますので、走行の際はご注意願います。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### - 撤去•本線改修工事概略図-



#### 【本線改修】



#### 【箱根新道の概要】

箱根新道は、昭和33年に国道1号の「箱根バイパス建設工事」として事業許可を受けた日本 道路公団(当時)が建設し、昭和37年3月に、国道1号の一般有料道路(30年の料金徴収期間) で開通しました。

その後、須雲川ICの改築事業と併せて事業変更を行い、料金徴収期間を平成24年1月30日としましたが、平成18年以降の料金収入増などを受け、料金徴収の期間の見直しを行った結果 半年程度の繰り上げが可能となり、料金徴収期間を平成23年7月25日に変更しました。

#### [諸元]

- 延長約13.8kmの自動車専用道路
- ・山崎ICと箱根峠ICの標高差約740m、最急勾配8%の急峻な山岳道路

#### [経緯]

昭和33年 8月26日 事業許可(日本道路公団) 昭和37年 3月31日 開通(日本道路公団が管理)

平成 7年12月22日 須雲川IC開通

平成17年10月 1日 中日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・

債務返済機構設立

平成22年 6月28日 無料化社会実験開始

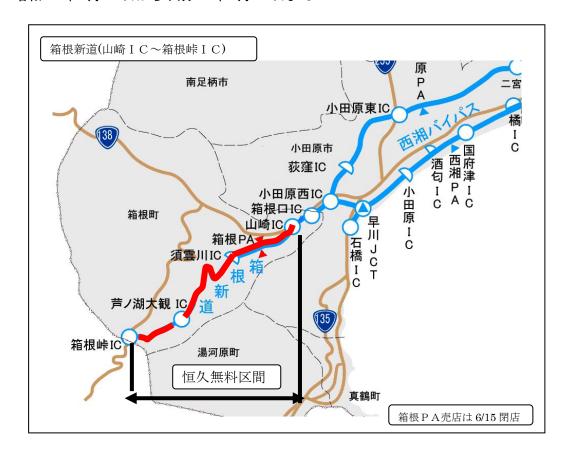
平成23年 6月20日 無料化社会実験一時凍結

平成23年 7月25日 料金徵収期間満了

平成23年 7月26日 恒久的に無料(国土交通省が管理)

#### [料金徵収期間]

昭和37年3月31日から平成23年7月25日まで



#### 【料金徴収の期間】

箱根新道は、料金徴収期間を定めたうえで料金徴収し、償還後は無料開放される一般有料道路です。

道路資産の帰属については、道路整備特別措置法第52条に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が保有する道路資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において本来道路管理者である国に帰属されます。

機構と中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項及び高速道路株式会社法第6第1項条の規定に基づき「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を締結し、平成23年7月25日までとしています。

この料金徴収の期間は、会社への道路資産の貸付及び維持、修繕を行うことができる期間と同じであり、その翌日である平成23年7月26日に道路資産が本来管理者に帰属され、横浜国道事務所が管理を引継ぐことになります。

#### 道路整備特別措置法抜粋

(道路資産等の道路管理者への帰属)

第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。)は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者(道路管理者が国土交通大臣であるときは、国)に帰属する。

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法抜粋

(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の対象となる高速道路の路線名
- 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容(修繕に係る工事にあっては、機構が会社からその 費用に係る債務を引き受けるものに限る。)
- 三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画
- 六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
- 八 その他国土交通省令で定める事項

#### 高速道路会社法抜粋

(協定)

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定(次項において単に「協定」という。)を締結しなければならない

#### 【緊急ダイヤルとは】

「緊急ダイヤル」は、道路利用者等から道路に関する緊急通報を受付ける専用ダイヤル で、その運用は、全国レベルで、24時間体制の受付を行っています。

箱根新道は、#9910ーガイダンスー2ーガイダンスー1 → #9910ーガイダンスー3に 変わります。



# 道路の異状を見つけたらご一報ください



※特に高速道路については、異状箇所特定のため、道路名、進行方向、キロポスト、周辺の施設名等をご確認いただきますようお願い致 します。※県管理の道路等については、夜間・土・日・祭日は対応出来ない場合もあります。※故障車は、高速道路のみ対象となります。※ 事故情報は、警察(110番)へ連絡してください。ただし、首都高速道路においては、事故を含む緊急事案全般を受け付けます。※道路交通情報については、(財)日本道路交通情報センター(TEL 03-3264-1331)へお問い合せください。※道路交通法により運転中の通話は禁止 されています。駐車場等の安全な場所に停車しておかけください。

実施機関 国土交通省関東地方整備局・東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社

緊急通報以外の道路相談は道の相談室へ

ಠ 0120-106-497

相談内容の回答については関係する機関から後日回答となる場合もありますのでご了承下さい

「新たに箱根新道を管理する、国土交通省関東地方整備局横浜国道務所 及び小田原出張所を紹介します」

国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 電話045-311-2981(代表)



◆道路に関する要望・意見、工事、占用等の問い合わせ先 横浜国道事務所 小田原出張所 電話 0465-47-2163

